

ソーシャルメディア（SNS）等運用規程

（目的）

第1条 本規程は、群馬県理学療法士協会（以下、本会という。）が本会および関連する情報を会員ならびに一般社会へ発信するために利用するソーシャルメディア（以下、SNSという。）の運用に関する基本方針を定め、円滑かつ適正な広報活動を推進することを目的とする。

（基本方針）

第2条 本会の公式SNSアカウントは、本会の活動・事業・広報に関する情報を発信するとともに、各部局の業務分掌に基づき、理学療法に関する一般的な知識・情報を広く社会に提供することを目的とする。

2 情報発信にあたっては、専門職団体としての公共性・専門性・信頼性を重視し、内容の正確性・わかりやすさに努めるとともに、本会の信用を損なわないよう配慮する。

（運用主体）

第3条 本会の公式SNSアカウントは、会長、部局、委員会または県学会がそれぞれ管理・運用する。

2 管理責任者は、当該部局・委員会・県学会の担当理事または会長とする。

3 各アカウントの運用にあたっては、本規程を遵守し、内容や表現に関して不明点がある場合は事務局長または理事会に確認するものとする。

4 理事会は、本会全体の広報方針に基づき、必要に応じて各アカウントの運用について助言・調整を行う。

（運用方法）

第4条 本会公式SNSアカウントは、定款・内規・各SNSサービス利用規約に従って運用する。

2 発信内容は以下の範囲とする。

（1）本会の活動・事業・広報に関する情報

（2）部局の業務分掌の範囲での理学療法に関する一般知識や啓発情報

3 原則として情報発信を主とし、個別の質問や診療相談、コメントには応じない。

4 フォロー、シェア（リポスト）、「いいね」等のアクションについては以下の方針に従う。

（1）フォローは、日本理学療法士協会、都道府県理学療法士協会、日本理学療法学会連合の会員団体、行政機関、その他関連団体等の公的機関を原則とする。

（2）シェア（リポスト）は、本会活動や理学療法に関する公益性・教育的価値を有する情報に限り行う。

（3）個人アカウントの投稿に対しては、シェアや「いいね」を原則行わない。ただし、理事会等で承認された公益的・啓発的意義のあるものについてはこの限りではない。

（4）その他、フォロー・シェア（リポスト）・「いいね」等のリアクションの判断に迷う場合は、事務局長または理事会の確認を経ることとする。

（禁止事項）

第5条 本会公式SNSアカウントにおいて、以下の内容を含む投稿を禁止する。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 著作権・商標権・肖像権など知的財産権を侵害する恐れのあるもの
- (3) 法令等に違反または違反の恐れがあるもの
- (4) 個人情報やプライバシーを侵害するもの
- (5) 虚偽、誹謗中傷、差別的表現を含むもの
- (6) 選挙活動、宗教活動、営利活動に関わるもの
- (7) 本会の目的と関係のない広告・宣伝・勧誘
- (8) その他、理事会が不適切と判断するもの

(著作権の取り扱い)

第6条 本会SNSアカウントでの投稿内容（文書・写真・動画等）の著作権は、本会に帰属する。

2 無断転載・転用を禁止する。ただし、SNSのシェア機能等による拡散は妨げない。

(免責事項)

第7条 本会は、SNSに関連して利用者または第三者に生じた損害について一切の責任を負わない。

- 2 投稿情報の正確性には万全を期すが、内容の完全性・正確性を保証するものではない。
- 3 利用者がSNS情報を用いて行った行為によって生じた損害について、本会は責任を負わない。

(個人情報の取り扱い)

第8条 SNSを通じて個人情報を取得する場合は、本会の「個人情報保護規程」に基づき、適切に管理する。

(公式SNSアカウントの新設または廃止)

第9条 本会が公認する公式SNSアカウントは本会ウェブサイトにて公表する。公式アカウントの新設または廃止は理事会の承認を要する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

- 1. この規程は、令和7年12月1日から施行する。